

秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱

平成19年9月1日
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、森林の多面的機能の高度発揮および本市林業の発展に資するため、森林・林業の振興に必要と市長が認める事業について、補助金の交付に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業および補助率)

第2条 秋田市森林・林業振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者および補助金の率は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画)

第3条 補助事業者は、補助事業を施行しようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類（以下「事業計画」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 事業実施箇所図（縮尺5万分の1）

2 市長は、前項に基づく事業計画の提出があったときは、当該事業計画に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行う。この場合において、森林・林業の振興に必要な事業と認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる条件を付し、事業計画認定書（様式第3号）を交付するものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の認定を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更するとき。
 - イ 補助事業の内容を変更するとき。
 - ウ 補助事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定および市長の指示事項を遵守すること。

3 前項2号の規定に基づき市長の認定を受けようとするときは、次によるものとする。

- (1) 事業計画変更申請書（様式第4号）
- (2) 事業計画中止（廃止）申請書（様式第5号）

4 市長は、前項に基づく事業計画の変更あるいは中止（廃止）の申請があったときは、第2項に基づく審査のうえ、補助事業者に対し、次により通知するものとする。

- (1) 事業計画変更認定書（様式第6号）
- (2) 事業計画中止（廃止）認定書（様式第7号）

（事業の着手および完了）

第4条 補助事業者は、補助事業に着手するときおよび完了したときは、遅滞なく着手（完了）報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類（以下「実績報告」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 事業実施箇所図（縮尺5万分の1）
- (4) 写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（検査）

第6条 市長は、前条に基づく実績報告があったときは、補助事業の検査を実施するものとする。

- 2 市長は、検査の結果必要があると認めたときは、補助事業の執行について変更を命じ、又は指示することができる。
- 3 市長は、検査の結果、補助事業の完了を認めたときは、補助事業者に対し、検査結果通知書（様式第9号）を交付するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助事業者は、前条第3項に基づく検査結果通知があったときは、市長に補助金交付申請書（様式第10号）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項に基づく補助金交付申請があったときは、補助事業者に対し、補助金交付決定通知書（様式第11号）を交付するものとする。
- 3 補助金の請求は、請求書（様式第12号）によるものとする。

（備付書類等）

第8条 補助事業者は、次の各号の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 事業計画概要書および実施計画書
 - (2) 現金出納簿
 - (3) 支払証票書類
 - (4) その他必要な書類
- 2 補助金の交付を受けたものは、前項の書類および帳簿を補助金の交付を受けた日の属する完成年度の終了後10年間保存しておかななければならない。

(補助金の取消しおよび返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定を取消し、その取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不適正であるとき。
- (4) 本要綱に基づく命令、指示又は交付条件等に違反し、その他不正の行為があったと認められるとき。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。